

## 独立行政法人家畜改良センター中期目標

### 第1 中期目標の期間

独立行政法人家畜改良センターの中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

### 第2 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 業務対象の重点化

農政の基本方針となる「食料・農業・農村基本計画」に即して畜産における具体的な政策の方針として平成12年4月に策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」、「鶏の改良増殖目標」及び「飼料増産推進計画」を実現する上での課題を踏まえて、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を効率的かつ効果的に推進するため、次の業務に関して業務対象の重点化を図る。

##### (1) 家畜の改良増殖

家畜の改良増殖業務については、家畜の改良を効率的に推進し生産性の向上を図る観点から、畜産物の需要動向、家畜の飼養動向等を勘案して、乳用牛、肉用牛、豚及び鶏の4畜種に重点化する。

##### (2) 飼料作物種苗の生産

飼料作物種苗の生産業務については、優良品種の普及を促進し飼料自給率の向上を図る観点から、飼料作物種苗の需要動向を踏まえて、増殖対象品種・系統を10%程度削減し、最新品種・系統に重点化する。

#### 2 業務運営の効率化による経費の抑制

業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。

#### 3 他機関との連携

業務を円滑かつ効率的に推進するため、行政機関、研究機関、民間、大学等との連携を図る。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 家畜改良及び飼養管理の改善等

急速に進展する国際化の流れの中で、我が国畜産の発展を図っていくためには、畜産の生

産性の向上及び畜産物の品質の向上を推進していくことが重要な課題となっている。

特に、進展の著しいバイオテクノロジー等の新技術や情報分析技術等を家畜の育種改良に導入して家畜の能力向上を図るとともに、家畜の能力を発揮させるために必要な飼養管理の改善を推進していく必要がある。

このため、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」の達成に資する観点から、家畜の能力検定・遺伝的能力評価の推進を図るとともに、その所有する畜産基盤を十分に活かして、より効率的な育種改良手法の開発・実用化・導入に積極的に取り組みつつ、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の4の規定に基づく優良な種畜、家畜人工授精用精液及び受精卵の供給等に努め、特に次の業務に重点を置いて家畜改良を進める。

## （１）乳用牛

「家畜改良増殖目標」の達成に資するため、主要品種であるホルスタイン種の改良に重点を置き、後代検定事業の推進、遺伝的能力評価の実施及び後代検定対象種雄牛（以下「候補種雄牛」という。）等の生産・供給に取り組む。

### ア ホルスタイン種

#### （ア）後代検定事業の推進

- a 候補種雄牛の遺伝的能力を全国ベースで同一基準により評価を行う後代検定事業を推進する。
- b 期待育種価の高い候補種雄牛を毎年185頭程度確保する。

#### （イ）遺伝的能力評価の実施

- a 農家において種畜の導入、交配、選抜・淘汰を行う上での基礎となる遺伝的能力について、毎年2回、供用中の種雄牛全頭（約100頭）及び評価が可能な牛群検定加入雌牛全頭（約40万頭）の評価を実施し、公表する。
- b 「家畜改良増殖目標」を踏まえ、評価対象形質として経済的価値の高い形質を追加するとともに、評価精度の向上等評価手法の改善を行う。

#### （ウ）候補種雄牛等の生産・供給

- a 我が国の飼養環境（気候・風土・飼料・飼養管理等）牛群に適した種雄牛の生産・利用を図るため、遺伝的能力が高い国内の優良な雌牛を活用して期待育種価の高い候補種雄牛を毎年35頭程度供給するとともに、中期目標の期間中に優良種畜等を160頭程度配布する。
- b 効率的な育種改良を行うため、実用段階に入った新技術を活用した新たな育種改良手法を導入する。

### イ ジャージー種

農家において遺伝的能力評価値に基づく種畜の導入、交配、選抜・淘汰が行われ、改良が効率的に進められるよう、平成15年度までに評価可能な牛群検定加入雌牛全頭（約500頭）の遺伝的能力の評価を実施し、公表する。

## (2) 肉用牛

「家畜改良増殖目標」の達成に資するため、主要品種である黒毛和種の改良に重点を置き、遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、広域後代検定事業の推進、遺伝的能力評価の実施及び候補種雄牛等の生産・供給に取り組む。

### ア 後代検定事業の推進

(ア) 候補種雄牛の遺伝的能力を全国ベースで同一基準により評価を行い、肉用牛の改良を図るため、広域後代検定事業を推進する。

(イ) 遺伝的能力評価に必要な血縁関係の形成のための基準種雄牛の産子を事業参加県に配置する。

### イ 遺伝的能力評価の実施

(ア) 広域後代検定事業に係る遺伝的能力評価手法を平成15年度までに確立し、広域後代検定候補種雄牛全頭(約50頭)について評価を実施し、公表する。

(イ) 広域後代検定事業における遺伝的能力評価の精度を向上させるため、候補種雄牛の産子を生産し、集合検定に取り組む。

### ウ 候補種雄牛等の生産・供給

(ア) 能力の判明した優良な雌牛を活用して期待育種価の高い候補種雄牛を毎年10頭程度供給するとともに、中期目標の期間中に優良種畜等を120頭程度配布する。

(イ) 効率的な育種改良を行うため、実用段階に入った新技術を活用した新たな育種改良手法を導入する。

## (3) 豚

我が国の養豚においては、防疫上の観点から種豚の流通が停滞し、優良な純粋種資源が不足している。

このため、「家畜改良増殖目標」の達成に資するため、次の課題に取り組む。

### ア 遺伝的能力評価の実施

(ア) 種豚の遺伝的能力を全国ベースで同一基準により評価を行う遺伝的能力評価手法を開発・実用化する。

(イ) 全国ベースでの遺伝的能力評価の開始を目指し、関係者との連携の下15箇所以上の育種機関・ブリーダー農場との種豚群間の血縁関係を結ぶ。

### イ 優良種豚等の生産・配布

養豚経営の規模拡大に伴い能力とともに斉一性の高い豚群の確保が必要であることから、広域的に利用できる雄型系統を平成17年度までに完成させる。

また、中期目標期間中に優良種畜を950頭程度配布する。

## (4) 鶏

鶏卵及び鶏肉の消費・流通ニーズは、価格ばかりでなく、我が国の独特な消費形態や嗜好から、卵質、肉質等の品質面を重視するようになっている。

このため、「鶏の改良増殖目標」を踏まえ、我が国の消費・流通ニーズへの対応に重点を置き、次の課題に取り組む。

#### ア 育種手法の開発・実用化

卵用鶏における卵殻質・卵内容、肉用鶏における腹腔内脂肪量・食味等の消費・流通ニーズに対応した形質の改良を進めるため、これらの形質の測定方法及び評価方法を実用化する。

#### イ 優良種鶏の生産・配布

消費・流通ニーズに対応した種鶏生産に必要な系統として、卵用鶏において4系統、肉用鶏において5系統を完成させる。

また、優良な種鶏を種卵換算で570千個程度配布する。

#### (5) 馬等の家畜

馬、山羊、めん羊及び実験動物について、需要の動向を踏まえ、優良な種畜等の生産・配布を行う。

#### (6) 種畜検査

適切な種畜の利用により家畜の改良増殖を推進するため、家畜改良増殖法第4条の規定に基づく種畜検査について、申請のあった種畜の全頭について種畜検査を的確に実施する。

#### (7) 家畜の遺伝資源の保存

家畜の遺伝資源について、独立行政法人農業生物資源研究所（以下「生物研」という。）と連携しつつ、収集、維持保存及び特性調査を実施する。

#### (8) 飼養管理の改善

家畜の飼養管理技術の改善に努め、併せてその技術を実証展示して、見学者を毎年650名以上受け入れる。

#### (9) 家畜個体識別事業の推進

家畜の個体識別システムの確立・普及に資するため、家畜の個体識別事業の推進を図る。

### 2 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布

(1) 「飼料増産推進計画」等に即して自給飼料の増産を推進し、飼料自給率の向上を図るためには、飼料作物の優良品種の普及による生産性の向上が不可欠である。

このため、国際水準に適合する高品質な種苗を生産し、毎年80品種、20トン程度の採種用・普及用種子の供給能力を確保する。

(2) 飼料作物の遺伝資源について、生物研と連携しつつ、栄養体保存又は種子の再増殖及び特性調査を行う。

### 3 飼料作物の種苗の検査

(1) 国際間での高品質な飼料作物種苗の流通の推進を図るため、OECD種子制度等に基づく検査及び証明を的確に実施する。

その際、種子純度検査及び発芽検査の検査試料入手から結果通知までに要する期間(国際種子検査規程に定められている最低限必要な検査日数を除く。)を平均10日から7日に短縮する。

(2) 飼料作物優良品種の育成・普及に資するため、毎年70系統程度(標準品種を除く。)の地域適応性等の検定試験を実施する。

(3) 品種特性等に関する情報提供を行うため、奨励品種選定試験結果のデータベースを整備し、情報の提供を行う。

### 4 調査研究

業務を推進する上で基盤となる育種改良技術及び繁殖関連技術の開発・実用化並びに飼養管理に係る次の調査に重点的に取り組むとともに、調査研究を進めるに当たっては、試験研究機関等との連携、調査研究の場の外部機関への提供等を通して我が国全体の畜産技術の進展に寄与するよう努める。

さらに、行政上緊急に解決しなくてはならない課題が生じた場合は、優先的に取り組む。

なお、開発、改善という用語について、次のように定義して使用した。

開発する：利用可能な段階まで、技術を作り上げる。

改善する：既の開発された技術の技術水準の向上又は簡易化を実現する。

#### (1) 育種改良関連技術

家畜の遺伝的能力の向上と育種改良の効率化を図る上で必要な育種改良関連技術を開発し、これを導入・活用するため、特に、次の課題について取り組む。

##### ア 遺伝子育種技術の開発

(ア) 乳用牛について、経済的に重要な形質と連鎖性の高いDNAマーカーを特定する。

(イ) 肉用牛について、経済的に重要な形質と連鎖性の高いDNAマーカーの探索を開始する。

また、遺伝子解析を推進するための牛群(交雑第2世代で200頭程度)を造成する。

(ウ) 豚について、既に造成した遺伝子解析用の群を用いて経済的に重要な形質と連鎖性の高いDNAマーカーを特定する。

(エ) 鶏について、既に造成した遺伝子解析用の群及び新規に造成する群を用いて経済的に重要な形質と連鎖性の高いDNAマーカーを特定する。

#### イ 形質評価手法の開発

- (ア) 牛、豚及び鶏の肉質評価法を開発する。
- (イ) 牛の簡易な肉量推定技術を開発する。

#### ウ 血中代謝関連物質の選抜利用

血中代謝関連物質を指標とした選抜法の開発を試みる。

### (2) 繁殖関連技術

受精卵移植技術等を活用した種畜の生産、クローンを用いた検定等より効率的な育種改良手法の確立、優良家畜の増殖、生産現場でのコスト低減等に資する繁殖関連技術の高度化を図るため、特に、次の課題について取り組む。

#### ア 家畜の受精卵移植技術の改善

- (ア) 牛について、受精卵移植関連技術の改善を図り、子牛を安定的に生産できる技術体系を開発する。
- (イ) 切断等受精卵の操作技術について、操作後の受精卵の保存技術を改善する。
- (ウ) 豚について、受精卵移植の受胎率を改善する。

#### イ クローン技術の改善

- (ア) 牛のクローン技術について、同時期に2頭以上のクローンを安定的に生産できる技術体系に改善する。
- (イ) 牛のクローンについて、従来手法で生産された牛と比較した場合の特性及び遺伝的に同一とされるクローン個体間等の相似性を確認する。

#### ウ 牛以外の家畜の人工授精技術等の改善

牛以外の家畜について、人工授精技術の改善や季節外繁殖等の関連技術を改善する。

### (3) 飼養管理関連技術

優良家畜の効率的利用等を図るため、家畜の経済的な飼養管理を行う上で必要な調査を実施する。

また、家畜の管理、粗飼料の生産・利用、家畜排せつ物の処理・利用等の実用化された飼養管理技術について、マニュアルを作成する。

### (4) 技術開発・調査に対する支援

外部機関が行う技術開発及び調査に対しセンターの保有する施設・ほ場・家畜を利用させる等、可能な限りこれらを支援する。

## 5 講習及び指導

調査研究や技術の開発・実用化の成果等の普及を図るため、特に次の事項に積極的に取り

組む。

( 1 ) 成果等の発表

学会、紙誌類、ホームページ等を活用し、調査研究等の成果を毎年 5 0 件以上発表する。  
また、畜産技術に関する情報提供に努める。

( 2 ) 技術の普及指導

毎年 2 0 0 名以上を対象に技術講習会を開催するとともに、外部機関から要請のある講師派遣等についても積極的に対応する。

( 3 ) 国内研修

農林水産省が計画を策定する研修を開催するほか、都道府県・民間技術者への伝達が必要とされる畜産新技術について、センター主催で技術研修を開催する。

また、都道府県、民間機関、大学等の依頼による個別研修についても可能な限り受け入れる。

研修施設には、農林水産省主催の研修、センター主催の研修等合わせて毎年 7 5 0 名程度の研修生を受け入れる。

さらに、畜産関係団体が畜産振興に寄与する技術研修会等を開催する際に、可能な範囲で施設の提供を行う。

( 4 ) 海外技術協力

国際協力事業団等の要請に基づいた海外技術協力に係る専門家の研修、派遣及び調査団員の派遣等について、可能な限りその要請に応える。

また、海外からの研修員の受入れについて、国際協力事業団等からの要請に応え、毎年 6 0 名程度の研修生を受け入れる。

6 家畜改良増殖法及び種苗法（平成 1 0 年法律第 8 3 号）等に基づく検査等

( 1 ) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等

家畜改良増殖法第 3 5 条の 2 の規定に基づく農林水産大臣からの指示に従い、的確な立入検査等を行う。

( 2 ) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査

種苗法第 5 3 条の 2 の規定に基づく農林水産大臣からの指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に行う。

( 3 ) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 1 5 年法律第 9 7 号）に基づく立入検査等

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 3 2 条の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を

的確に実施する。

7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号。以下「法」という。)第20条及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令(平成15年政令第300号)第5条の規定に基づき、次に掲げる事務を的確に行う。

- (1) 牛個体識別台帳の作成及び記録に関する事務
- (2) 牛個体識別台帳の記録の保存に関する事務
- (3) 牛個体識別台帳の正確な記録を確保するために必要な措置に関する事務
- (4) 法第5条第2項の規定に基づく申出の受理に関する事務
- (5) 牛個体識別台帳に記録された事項の公表に関する事務
- (6) 法第8条及び第11条から第13条までの規定に基づく届出の受理に関する事務
- (7) 個体識別番号の決定及び通知に関する事務

第4 財務内容の改善に関する事項

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。